

伝統文化デジタルアーカイブ業務委託仕様書

1 業務名

伝統文化デジタルアーカイブ業務

2 業務の目的

「山形豊烈打毬」は、宮内庁を含め3箇所しか継承されていない希少な打毬文化である。こうした文化を、歴史、人々の関わり、コロナ禍での取組みなどに着目しながら、映像として記録、保存し、国内外に発信することにより、伝統文化をPRするとともに、地域の魅力の再認識と文化の継承を図る。

3 履行期間

契約締結の日から令和4年3月11日までとする。

4 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令及び条例等を遵守すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり、本市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、本業務の進捗について、本市に対して定期的に報告すること。
- (5) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託しないこと。
- (6) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。
- (7) 当業務は、一般財団法人地域創造（以下「(一財) 地域創造」という。）の「令和3年度地域伝統芸能等保存事業」の助成を受けるものであるため、当事業の助成要綱にも留意すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、指示を受けること。

5 業務内容

- (1) 「山形豊烈打毬」をテーマとした映画（45分程度）及び映画のダイジェスト版（3分程度）を制作（企画、構成、取材、撮影、編集等を含む）する。
- (2) 制作した映画の上映会を実施する。
- (3) 海外にも発信するため、制作した映画に英語字幕をつけた英語字幕版を制作する。
- (4) その他、業務に必要な事項が生じた場合は、その都度協議して実施すること。

6 業務工程表等の提出

受託者は、委託契約締結後、速やかに本市と十分な打合せを行い、業務実施計画書及び工程表を作成し、本市の承認をうけること。

7 業務スケジュール（予定）

令和3年7～8月 委託契約（公募型プロポーザル）

令和3年8月下旬 制作作業開始

令和3年10月6日 豊烈神社例大祭

令和3年12月上旬 初校正

令和4年1月下旬 映画の完成

令和4年2月 上映会の実施

令和4年3月11日 成果品の提出

8 映画制作について

(1) 制作する作品の撮影フォーマットは、以下の条件を満たしたものが望ましい。

- ① フルHD
- ② 収録解像度 1920×1080pixel
- ③ フレームアート 24fps以上
- ④ メディア記録ビットレート設定 15Mbps以上

(2) 制作する作品は、「山形豊烈打毬」の意義、特色等が十分理解できる内容となるよう、必ずナレーション等による解説を加えること。

9 上映会について

受託者は、映画完成後、市民向け上映会を企画、運営をする。会場の収容人数は50人未満とし、日時及び場所等については、本市と協議の上決定すること。

10 成果品

受託者は、業務完了後、本市に対して次のとおり提出する。

- ① 完成した映画本編、ダイジェスト版、英語字幕版のデータ 各1部
※mp4形式またはMOV形式とすること。
- ② 上記①をそれぞれ記録したDVD及びブルーレイディスク 各1部（計6枚）
※本市において上映希望者に貸し出すもの。
- ③ 上記①をそれぞれ記録したDVDまたはブルーレイディスク 各2部（計2枚）
※（一財）地域創造へ提出するもの。
※WMV形式とすること。
※コピーガードはかけないこと。
※本体及び外装にタイトル及び「山形市」と表記すること。
- ④ 業務完了報告書 1部

- ⑤ 出演者全員分の参加・出演承諾書
- ⑥ スチール写真（データ） 複数枚
- ⑦ 撮影風景写真（データ） 複数枚

11 留意事項

- (1) 受託者は、本市の指示に速やかに対応すること。
- (2) 受託者は、本業務の遂行に当たっては、公正性及び客観性の確保に努めること。
- (3) 受託者は、山形市個人情報保護条例（平成12年9月条例第34号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らさないこと。業務終了後においても同様とすること。
- (4) 制作に使用する機材、消耗品、交通費等一切の経費は受託者の負担とすること。
- (5) 成果品の所有権、著作権、利用権は、本市及び（一財）地域創造に帰属するものとし、本市及び（一財）地域創造が成果品を無償で利用できるものとする。
- (6) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいをしないこと。
- (7) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とすること。